

令和6年度千葉県当初
予算編成に対する要望書

千葉県町村会

目 次

【重点要望事項】

- 1 子ども医療費助成の拡充について ……………4
- 2 成田国際空港を拠点としたアクセス網整備について ……………5

【要望事項】

第1 町村行財政の充実強化について

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に対する対応
について……………6

第2 総合行政の充実強化について

- 1 移住・定住施策に係る支援について ……………7
- 2 鉄道駅のバリアフリー設備整備事業に対する支援の拡充について ……7
- 3 市町村水道総合対策事業補助金の継続について ……………8

第3 健康福祉行政の充実強化について

- 1 千葉県風しんワクチン接種補助事業の拡充について ……………9
- 2 子ども医療費助成の拡充について ……………9
- 3 介護医療院転換に係る財政支援について ……………10
- 4 地域医療の実情を踏まえた支援等について ……………10

第4 環境生活行政の充実強化について

- 1 合併処理浄化槽への転換に係る助成額の増額について ……………11

第5 農林水産行政の充実強化について

- 1 農業関連補助事業の拡充について ……………12
- 2 ジャンボタニシ緊急防除対策事業の継続について ……………13

第6 県土整備行政の充実強化について

(道路)

- 1 若草大橋延伸線の早期位置付け及び事業化について ……14
- 2 一般国道356号線郡県道踏切拡幅の早期完成について ……14
- 3 県道郡停車場大須賀線バイパスの早期完成と同路線の国道356号
バイパスまでの接続並びに主要地方道成田下総線の延伸について ……15
- 4 成田国際空港を拠点としたアクセス網整備について ……15
- 5 (仮称)新九十九里大橋の早期着工について ……16
- 6 県道南総一宮線の整備促進について ……17
- 7 県道の交通安全対策事業の実施について ……17
- 8 県道茂原白子バイパスの建設促進について ……17
- 9 県道日吉誉田停車場線の道路整備について ……18
- 10 三県道の通学路交通安全対策(局部改良・歩道整備)の
実施について ……18
- 11 県道南総一宮線(南郷トンネル)の道路整備について ……19
- 12 国道297号及び国道465号の道路ネットワーク等の
早期整備について ……19
- 13 県道勝浦布施大原線に係る県単道路改良事業(一般リゾート)の
早期完成について ……20

(海岸・河川)

- 14 二級河川真亀川の河道掘削について ……20
- 15 二級河川栗山川の河川改修について ……21
- 16 二級河川一宮川河口の土砂堆積除去について ……21
- 17 二級河川南白亀川下流部に堆積する牡蠣殻の除去について ……21

第7 教育行政の充実強化について

- 1 歴史的文化資産の伝承及び史跡の保存整備等に係る
財政支援について……………23
- 2 小中学校での特別支援教育支援における学習支援員等の配置に係る
新たな補助金制度の創設について……………23

【重点要望事項】

地域住民が健康で安全・安心に暮らすことができる地域づくりを進めるため、次の事項について、積極的な措置を講じるよう要望する。

1 子ども医療費助成の拡充について

子ども医療費助成制度について千葉県は、入院は中学校3年生まで、通院・調剤は小学校3年生までとしている。

しかし、現状は、子育て家庭への支援として自治体が独自に上乗せ助成を実施しており、自治体間で助成内容に格差が生じている。

この格差を解消することは、子育て世代の経済的負担を軽減するという国の方針とも合致し、少子化社会においては重要な施策である。

また、本来、医療については地域差なく誰もが安心して医療を受けられる体制であるべきであり、平等な対応が望まれるものである。

については、次の事項について要望する。

- (1) 通院・調剤の助成対象を入院の助成対象と同様に中学校3年生まで拡充すること。
- (2) 上記(1)について、全国一律の制度として実施するよう、国に積極的な働きかけを行うこと。

2 成田国際空港を拠点としたアクセス網整備について

成田国際空港（以下「空港」という。）については、発着容量50万回に向けた第3滑走路の整備をはじめとする更なる機能強化の方策について協議されている。

空港の機能強化が進み、旅客数や貨物量が飛躍的に増加してきたことに伴い、空港周辺道路への負担も増大している中、地域によって道路等のインフラ整備に格差があり、空港との共生・共栄を図る上で、また首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の波及効果を楽しむために、空港を拠点としたアクセス網等の整備が急務となっている。

については、空港南部地域の発展に寄与する次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- (1) 国道296号の4車線化整備
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の排水及び歩道整備
- (3) 主要地方道成田松尾線（延伸）及び（仮称）滑走路横断道路の整備
- (4) 主要地方道横芝下総線（多古町飯笹地先）の道路改良
- (5) 圏央道から空港内へ直接乗り入れする規格の高い道路の整備
- (6) 圏央道の早期整備促進
- (7) 圏央道から空港へ直結する新たなICの整備促進
- (8) 主要地方道飯岡一宮線から銚子連絡道路横芝光ICを經由して空港に至る県道の整備
- (9) 主要地方道横芝上堺線から主要地方道横芝下総線バイパスを経て空港に至る県道の整備
- (10) 主要地方道多古笹本線飯土井橋歩道橋の早期整備
- (11) 県道多古栗源線バイパスの整備
- (12) 県道45号から国道296号に接続する道路（（仮称）第二はにわ道）の整備

【要望事項】

第 1 町村行財政の充実強化について

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に対する対応について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎市町村が実施する過疎対策事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債や補助金等各種支援制度の維持・拡充を図ることについて、国に積極的な働きかけを行うことを要望する。

第2 総合行政の充実強化について

1 移住・定住施策に係る支援について

過疎地域では、人口の高齢化・若年層の流出に歯止めがかからない状況にある。流出の主たる契機として、就職・結婚が挙げられる。

一方で、子育ての環境や各種施策により、住む場所さえあれば帰郷したいとの声も少なくない。また、近年、廃校等の空き公共施設を活用した企業誘致に取り組む自治体もあり、社員の住居のニーズも高まっている。

過疎地域に点在する空き家については、改修や維持に係るコストや、少人数の世帯には過大な建物が多いなどのデメリットがあり、ニーズの受け皿となりにくいいため、若年層・子育て世帯にとって適度な面積や賃料の賃貸物件を整備すべきであるが、厳しい財政状況等から整備が進まない現状である。

については、次の事項について要望する。

- (1) 新しい視点に立脚した補助制度等を創設すること。
- (2) 農地転用や開発審査の簡素化など、人口減少に効果のある施策を検討すること。

2 鉄道駅のバリアフリー設備整備事業に対する支援の拡充について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく「移動等円滑化の推進に関する基本方針」では、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用実態に鑑み、地域の実情を踏まえて移動等円滑化を可能な限り実施するとされている。

法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」としていることから、鉄道事業者に対して国と市町村で協調して支援を行っている。

鉄道駅のバリアフリー化について、現在、国土交通省都市鉄道政策課の調整のもと、「エレベーター整備案」及び「踏切を平面横断し、スロープに

よりホームに上がる構内通路整備案」について、株式会社JR東日本千葉支社と協議を進めている。

については、鉄道駅のバリアフリー化が円滑に実施できるよう、千葉県の鉄道駅のバリアフリー設備整備事業に対する支援の拡充を要望する。

3 市町村水道総合対策事業補助金の継続について

少子高齢化の進展等に伴い、給水人口・給水量が減少し、長期的な水需要予測においても減少傾向で推移するものと見込まれる。

また、水道施設の老朽化に伴う改修事業等も勘案すると、今後の水道経営はますます厳しくなると考える。

こうした中、安全な水を安定的に供給し、県内における水道料金の格差を是正するために、市町村水道総合対策事業補助金の継続を要望する。

第3 健康福祉行政の充実強化について

1 千葉県風しんワクチン接種補助事業の拡充について

千葉県風しんワクチン接種補助事業費補助金の助成対象は、千葉県、千葉市、船橋市及び柏市が実施する風しん抗体検査を受けた抗体価の低い方が対象者であり、妊婦健診で風しん抗体検査を受けた方は助成対象となっていない。

風しんは強い感染力を有しており、妊娠初期における風しん罹患は、妊婦および胎児への感染により出生児に先天性風しん症候群を引き起こすことから、妊娠を望む方全てに対する予防策が大変重要である。

については、抗体検査の実施機関を問わず、検査の結果予防接種が必要と判断され接種した妊娠を望む方全てを助成対象とすることを要望する。

2 子ども医療費助成の拡充について

子ども医療費助成制度について千葉県の助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院・調剤は小学校3年生までとしている。

しかし、現状は、子育て家庭への支援として自治体が独自に上乘せ助成を実施しており、自治体間で助成内容に格差が生じている。

この格差を解消することは、子育て世代の経済的負担を軽減するという国の方針とも合致し、少子化社会においては重要な施策である。

また、本来、医療については地域差なく誰もが安心して医療を受けられる体制であるべきであり、平等な対応が望まれるものである。

については、次の事項について要望する。

- (1) 通院・調剤の助成対象を入院の助成対象と同様に中学校3年生まで拡充すること。
- (2) 上記(1)について、全国一律の制度として実施するよう、国に積極的な働きかけを行うこと。

3 介護医療院転換に係る財政支援について

不採算地区の公立病院では、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で安定した経営が求められるが、地域人口の減少や消費税率の改定、さらに新型コロナウイルス感染症の流行も重なり、大変厳しい経営環境に置かれている。

また、国の制度変更に伴い、令和5年度末で介護療養病床が廃止されることから、介護療養病床は、介護医療院等の他の施設に転換する必要があるが、介護医療院は医療病床として算定されないため、従来は措置されていた不採算地区病院分の特別交付税措置が無くなり、公立病院に対する市町村の財政負担が過重になることが想定される。

については、不採算地区の健康福祉行政の充実強化として、介護医療院の運営に対し、特別交付税措置を始めとする新たな財政措置を講じるよう、国に積極的な働きかけを行うことを要望する。

4 地域医療の実情を踏まえた支援等について

地域医療体制の充実強化に向けては、民間病院において不採算とされる、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等を図る必要がある。

については、次の事項について要望する。

- (1) 県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における、関係自治体・医療機関間の連携（財政的支援も含む。）に係る取決め等の構築について、県が主体的に取り組むこと。
- (2) 公立病院における救急等の政策的医療の提供に対する新たな支援制度（補助金）を創設すること。
- (3) 現在、山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手立てなどについて共に考えるとともに、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。

第4 環境生活行政の充実強化について

1 合併処理浄化槽への転換に係る助成額の増額について

浄化槽は、公共用水域等の水質保全に寄与する恒久的な施設であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のためには、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換が必要不可欠である。

単独処理浄化槽や汲み取り便槽は依然として多くが残存しているため、合併処理浄化槽への転換を推進しているが、転換費用の個々の経済的負担が大きいことが、合併処理浄化槽への転換が伸びない要因の一つとなっている。

については、合併処理浄化槽への転換を促進するため、県補助の拡充を要望する。

第5 農林水産行政の充実強化について

1 農業関連補助事業の拡充について

農業を取り巻く状況は、高齢化による生産者の減少、海外情勢の変化による資源価格及びエネルギーの高騰、更に米価の下落などにより、一層厳しさを増している。

このような中、効率的な作物栽培に必要な農地基盤整備事業においては、資材価格高騰に伴う事業費の大幅な増額により市町村や農家の負担増加が、事業の推進に支障をきたしている。

また、国は米価を高値で安定させるため、主食用米から飼料用米等への転換を推進しているが、千葉県飼料用米等拡大支援事業では、令和5年度から飼料用米の一般品種について、作付拡大する場合は10a当たり5,000円から1,500円に、作付継続の場合は10a当たり2,000円から1,500円に減額した。更に、国は、令和6年度から飼料用米の一般品種への支援を、10a当たり80,000円から75,000円に減額し、翌年度以降も5,000円ずつ減額する予定としており、飼料用米などに取り組む農業者に対する補助金は年々減少している。

については、持続可能な農業経営の維持及び稲作農家等が安定して生産できる環境づくりのため、次の事項について要望する。

- (1) 農地基盤整備などの土地改良関係事業費に係る物価高騰の影響額については、国が負担するよう働きかけること。
- (2) 国及び県の一般品種向けの飼料用米への支援について、当初の交付単価を維持すること。また、併せて国に対して働きかけること。
- (3) 飼料用米作付けに取り組んでいる農業者に対しては、制度を設定した当初の交付単価を維持するよう国に働きかけること。
- (4) 千葉県設定の飼料用米等拡大支援事業における取組拡大支援について、5,000円以上に増額すること。

2 ジャンボタニシ緊急防除対策事業の継続について

現在、千葉県が実施するジャンボタニシ緊急防除対策事業を活用し、地域で防除対策を行っている。

本事業により、農業者のジャンボタニシに対する被害軽減対策が浸透してきたところであり、引き続き防除対策を講じるためには、農業者の生産経費を軽減することができる本事業は必要不可欠である。

については、水稻生産者の経営の安定化と営農意欲を維持するため、本事業の継続を要望する。

第6 県土整備行政の充実強化について

(道路)

1 若草大橋延伸線の早期位置付け及び事業化について

主要地方道美浦栄線（県道68号線）の「若草大橋」について、南の延伸線は計画されていない状況である。

若草大橋延伸線は、県北総地域の活性化に寄与する道路として必要不可欠であり、平成23年度に印西市、栄町、2市町で千葉県に「主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの早期完成及び若草大橋延伸線の事業化について」要望書を提出し、その後も千葉県に要望を行っている。

については、若草大橋延伸線の要望ルートの結節点である主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスの完成が見えてきたこと、茨城県側の主要地方道美浦栄線バイパスの整備が進展していることから、若草大橋延伸線の早期の位置付け及び事業化を要望する。

2 一般国道356号線郡県道踏切拡幅の早期完成について

一般国道356号線は、千葉県北部を横断する重要な幹線道路であり、JR下総神崎駅に近接する郡県道踏切は、多くの歩行者及び車両が利用する踏切である。

しかし、歩道が整備されておらず、道路幅員も狭いことから、児童・生徒をはじめとして、歩行者や自転車の横断が大変危険な状態であり、特に大型車両のすれ違いの際には車両の交互通行が難しく、渋滞や事故の原因になっている。

このような状況下で、事業用地が令和4年度に確保され、事業着手となった。

については、道路利用者の利便性向上と安全のため、十分な予算の確保と、早期完成を要望する。

3 県道郡停車場大須賀線バイパスの早期完成と同路線の国道356号バイパスまでの接続並びに主要地方道成田下総線の延伸について

県道郡停車場大須賀線は、神崎町の住宅団地を通過し、国道51号と国道356号を結ぶ重要な幹線道路である。

については、次の事項について要望する。

- (1) 現在事業中の立野工区については、事業促進を図ること。
- (2) 本路線を国道356号バイパスまで延伸することは、県内道路網の整備や災害時の代替え路を確保するうえで必要不可欠であり、用地も大部分が確保されていることから、早期に事業着手すること。
- (3) 成田市名木地先から神崎町立野地先までは、平成22年度から市道・町道成田神崎線として、成田市と神崎町が事業主体となり社会資本整備交付金を活用し事業着手している。市町道の完成後には県道に認定し、主要地方道成田下総線の成田市名木地先から国道356号バイパスまで（仮）県道成田神崎線として延伸すること。

4 成田国際空港を拠点としたアクセス網整備について

成田国際空港（以下「空港」という。）については、発着容量50万回に向けた第3滑走路の整備をはじめとする更なる機能強化の方策について協議されている。

空港の機能強化が進み、旅客数や貨物量が飛躍的に増加してきたことに伴い、空港周辺道路への負担も増大している中、地域によって道路等のインフラ整備に格差があり、空港との共生・共栄を図る上で、また首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の波及効果を楽しむために、空港を拠点としたアクセス網等の整備が急務となっている。

については、空港南部地域の発展に寄与する次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- (1) 国道296号の4車線化整備
- (2) 主要地方道成田小見川鹿島港線の排水及び歩道整備

- (3) 主要地方道成田松尾線（延伸）及び（仮称）滑走路横断道路の整備
- (4) 主要地方道横芝下総線（多古町飯笹地先）の道路改良
- (5) 圏央道から空港内へ直接乗り入れする規格の高い道路の整備
- (6) 圏央道の早期整備促進
- (7) 圏央道から空港へ直結する新たな I C の整備促進
- (8) 主要地方道飯岡一宮線から銚子連絡道路横芝光 I C を経由して空港に至る県道の整備
- (9) 主要地方道横芝上堺線から主要地方道横芝下総線バイパスを経て空港に至る県道の整備
- (10) 主要地方道多古笹本線飯土井橋歩道橋の早期整備
- (11) 県道多古栗源線バイパスの整備
- (12) 県道 4 5 号から国道 2 9 6 号に接続する道路（（仮称）第二はにわ道）の整備

5 （仮称）新九十九里大橋の早期着工について

主要地方道飯岡一宮線は、旭市から一宮町までの九十九里浜沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、沿岸地域の生活、産業、観光等に欠くことのできない幹線道路として機能している。

しかしながら、九十九里町の片貝漁港付近では、県道がクランク状に曲がり、幹線道路として未整備な状態となっており、これを解消するため、県では（仮称）新九十九里大橋を含むバイパスを計画しているところである。

このバイパスの完成により、幹線道路としての円滑な交通の確保はもとより、成田方面への交通アクセスの向上、九十九里沿岸の地域活性化に寄与することから、本格的な事業化を行い早期の着工を図るよう要望する。

6 県道南総一宮線の整備促進について

現在の南総一宮線は、国道128号との接続部分が一方通行となっており、特殊かつ、不便をきたしている。

地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）と国道128号を結ぶ予定である、県道南総一宮線（一宮バイパス）の道路改良事業については、地域防災の観点からも非常に重要であり、整備促進、早期完成を要望する。

7 県道の交通安全対策事業の実施について

一般県道一宮片貝線、長生村驚地先他はセンターラインの無い狭隘道路かつ、歩道も無いことから、歩行者の通行は非常に危険な状況である。

また、主要地方道茂原長生線、驚地先は一部区間で歩道が未整備となっていること、また、一般県道八積停車場線、岩沼地先他は路肩部に緑色のカラー舗装が施されているが、路肩幅は狭く、歩行者が危険な状態である。

については、上記3路線は小中学校への通学路となっていることから、交通安全対策事業の早期実施を要望する。

8 県道茂原白子バイパスの建設促進について

県道茂原白子バイパスは、首都圏中央連絡自動車道茂原北インターチェンジへのアクセスを向上させ、九十九里方面に多くの観光客を呼び寄せるなど観光振興の更なる発展が期待されるほか、切迫する巨大地震による津波の避難路としての必要性が年々高まっており、地域住民は一日も早い完成を強く待ち望んでいる。

しかしながら、事業化されて20年以上経過しているが、工事の進捗率は極めて低く、第4工区完成の目途が立っていないことや、未着手区間の線形が未だ決定されていないことにより、地域のまちづくりに多大な影響を及ぼしている。

については、本路線の重要性を鑑み、より一層の事業推進を図り、早期完成を強く要望する。

9 県道日吉誉田停車場線の道路整備について

県道日吉誉田停車場線は、3本の主要地方道（五井本納線・千葉茂原線・市原茂原線）を結ぶ主要な路線であり、近年特に観光目的の車両や物流関連の大型車両の交通量が著しく増加している。

しかし、未だに一車線の狭隘区間においては、すれ違いに苦慮する箇所もいくつかあり、特に地域の学童は極めて危険な状態での通学を強いられている状況である。

加えて、新たな首都圏中央連絡自動車道スマートインターチェンジ（以下「S I C」という。）である茂原長柄S I Cが令和2年2月に供用開始し、近接する本路線の重要度は益々増加する一方、脆弱な路線への不安も一層増している。

については、本路線と茂原長柄S I Cが一体的な機能を果たすため、全線の改築事業化を要望する。

10 三県道の通学路交通安全対策（局部改良・歩道整備）の実施について

県道長柄大多喜線、長柄町長柄山地先の一部区間（L≒200m）は未だセンターラインもないことから、大型車両の通過時は交互通行をしており、交通弱者である歩行者・自転車の通行は極めて危険な状態である。

また、県道日吉誉田停車場線、長柄町山根地先は、一部区間（L≒150m）が未改良で、特に朝夕の通勤・通学の時間帯、路側部を歩行者・自転車が危険にさらされながら通行している。

更に、主要地方道市原茂原線、長富地先（L≒200m）は歩道の形態は

あるが、安全に歩車道が分離されておらず、特に学童の通行は危険な状態である。

については、昨今の状況を踏まえ、この3箇所は学童・生徒の通学路でもあることから、早期整備を要望する。

11 県道南総一宮線（南郷トンネル）の道路整備について

長南町水沼地先の県道南総一宮線は、幅員が狭く待避所による交互通行や見通しの悪いカーブがあり、交通弱者である歩行者等が危険にさらされている状況にある。

特に、明治45年に建設された市原市との境にある「南郷トンネル」は、乗用車同士の交互通行が不可能であり、観光バスなど大型車両の通行にも支障をきたしている。

本路線は、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）の市原鶴舞ICにアクセスする主要道路として、観光及び圏央道の整備効果を波及させるなど重要な役割を担っていることから、「南郷トンネル」をはじめとする道路整備事業の促進を要望する。

12 国道297号及び国道465号の道路ネットワーク等の早期整備について

国道297号及び国道465号は、中房総地域の新たな観光資源の開発や産業の活性化等、重要な役割を担っている。

更に、緊急輸送道路に指定されており、地震だけでなく、さまざまな自然災害が起きた場合において、避難、救助をはじめ、物資の供給など広範囲な活動をするための路線として非常に重要である。

しかし、通勤や観光等に起因する交通渋滞が慢性的に発生しており、また、改良工事は進められているものの未だ狭隘かつ曲折箇所が多いことから、

通学児童や日常生活で利用する歩行者にとっては危険な状態が続いている状況にある。

については、交通渋滞の解消を図るため、バイパス整備など地域の連携を促す道路ネットワークの強化及び地域住民の暮らしを支える生活道路としての道路拡幅や歩道整備等の早期整備を要望する。

13 県道勝浦布施大原線に係る県単道路改良事業（一般リゾート）の早期完成について

県道勝浦布施大原線は、国道128号に次ぐ主要道路ともいえる路線であり、いすみ市まで延びている広域農道と御宿町、勝浦市を結ぶ広域性が非常に高い路線である。

同路線の改良工事は、平成元年に着手され、近隣市町はもとより夏季の渋滞緩和対策としても有益な事業であることから、関係機関から早期実現を望まれ、一部進捗は図られているが、着手から約30年以上が経過しても、未だ完成の目処がたたないまま現在に至ったが、昨年になり、用地に関し最も大きな課題についても無事解決した。このことにより、今年度は道路修正設計が予定されている。

また、近年、圏央道の開通に伴い、本事業の早期完成は広域的な道路整備計画の達成のみならず、外房地域における活性創出と大規模災害時の備えという点においても大きく期待される。

については、本事業の早期完成を図ることを要望する。

（海岸・河川）

14 二級河川真亀川の河道掘削について

洪水などの自然災害から住環境を守る役割を果たす重要な河川である真亀川は、河口から約2.5km付近まで土砂が堆積している状況であり、特に河口付近は堆積が著しく、台風などの大雨時には河川水位が上昇し、内水面の排水が困難となることから、たびたび周辺道路や宅地への浸水被害

が発生している。

については、これらを未然に防止するため、河道掘削の実施等、適切な治水対策を図るよう要望する。

15 二級河川栗山川の河川改修について

栗山川は水道水や工業・農業用水の導水路として、千葉市、館山市等へ用水を供給し、広域的に影響のある重要な河川である。

しかし、上流部では、河床洗堀が著しく橋梁や樋管の基礎部が露出するなどの被害が生じ、また、この流出土砂が中流部において堆積し、河床が上昇して排水障害を起こしている。

現在、河川整備が進められているが、暫定での整備も未だ完了していない状況にあり、台風などによりたびたび増水し床上浸水や農作物の被害がある。

については、栗山川の治水対策のための早期改修を要望する。

16 二級河川一宮川河口の土砂堆積除去について

一宮川の河口には潮流の影響により毎年のように土砂が堆積し、排水障害や水門・樋門の開閉に支障をきたしている。

については、住民の安全安心な生活を保つため、河口の土砂堆積除去の継続的な実施を要望する。

17 二級河川南白亀川下流部に堆積する牡蠣殻の除去について

二級河川南白亀川の流域は、6市町村にまたがり、地域の社会・経済・文化の基盤をなし、特に豪雨の際は、流域の排水を一手に担い災害を防ぐ重要な河川である。

下流部では、南白亀川漁業協同組合によるシラスウナギなどの採捕やアオノリ養殖が営まれているが、近年、河口近くの旭橋橋脚を中心に牡蠣殻の堆積が年々増加し、それに伴う河川の流れの阻害、水質汚濁や河川環境への悪影響が懸念され、魚類などの生態系の破壊が危惧されている。

このような状況から、千葉県において対策は講じられているが、その対策を上回る速度で牡蠣殻の堆積が進んでおり、あと数年で川を塞いでしまう。

については、地域防災及び漁業の振興など、地域における南白亀川の効果的な利活用を図るため、牡蠣殻の早急な除去を要望する。

第7 教育行政の充実強化について

1 歴史的文化資産の伝承及び史跡の保存整備等に係る財政支援について

文化財の重要性、価値は一自治体のものではなく、広く県民の大切な歴史資産である。

地域文化を大切に、それぞれの趣旨に沿った文化遺産価値の高揚は政治の果たすべき大きな項目の一つであると確信する。

県内には次世代に継承すべき歴史・文化資産が多く残されているが、財政規模の小さい自治体にとっては、歴史的な史跡の保存や施設整備などを行うには大きな財政負担を伴う。

については、次の事項について要望する。

- (1) 重要な史跡に対する十分な保護措置等の事業を円滑かつ継続して実施するため、県補助金の拡充を図ること。
- (2) 歴史・文化資産の継承、文化施設の保存及び歴史的な出来事を背景とした国際交流事業に係る事業予算の創設・拡充等、財政支援を図ること。

2 小中学校での特別支援教育支援における学習支援員等の配置に係る新たな補助金制度の創設について

特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にある中で、今や学習支援員及び介助員は小中学校現場に欠かせない存在になっている。

特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、教員だけでなく事務員、用務員までも動員して児童生徒を指導しており、さらに、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを市町村が独自に配備している自治体もある。

については、小中学校での特別支援教育支援における学習支援員、介助員等を配置するための県独自の補助金制度を創設することを要望する。